

## P5コーナー

(株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。

### 物価上昇

急激な物価上昇のため、企業は福利厚生の一環として勤務時の昼食を会社で補助する企業が増えているそうです(税務通信3806号)。

会社が従業員等に支払う給与等以外の経済的利益の供与も、原則、給与として課税されます(所法28条)。ただし、一定の供与については、経済的利益はないものとして非課税となり、その一つに、食事の支給があります。

これは、会社が従業員等に対して食事を支給する場合で、

- ① 従業員等が食事代の半分以上を負担していること
- ② 会社の補助額が1か月あたり税抜3,500円以下であること

の2つの要件を満たすと、非課税とされています(所基通36-38の2)。

この取扱いが適用されるのは、食事を弁当等として用意するなど“現物支給”するケースに限られています。例えば、従業員等が飲食店で食事の代金を支払い、その領収書等に基づき会社と実費精算する場合は、従業員等にそ

の食事代を“金銭支給”しているため、上記①②の要件を満たしていたとしても、補助する全額が給与課税されます。

ただし、従業員等との実費精算ではなく、会社が特定の飲食店との契約により、従業員等の食事代を飲食店に支払う場合は、食事の“現物支給”と同様の実態が伴うとして、上記①②の要件を満たせば非課税としてよいとされています。

深夜勤務者(正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を午後10時から翌日午前5時までの間において行う者)に対し、会社が調理施設を有しないことなどにより深夜勤務に伴う夜食を現物で支給することが著しく困難であるため、その夜食の現物支給に代え通常の給与に加算して勤務一回ごとの定額で支給する金銭で、その一回の支給額が300円以下のものについては、課税しないとされています。少ない気がしますが、気は心。

**訂正とお詫び**・先月号の日付が**令和6年5月1日**になっていました。正しくは**6月1日**です。お詫びして訂正致します。HPでは訂正しております。

弊所では **zoom** を試験的に常時開いております。

事務所・P5より・・・

**編集後記** 急に激しい雨に見舞われたり、一日中曇り空が続いています。梅雨空はウンザリですが、灼熱の太陽より曇り空の方が過ごしやすいかも？

編集発行 株式会社プランニングファイブ

# P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE NO. 417

## 令和6年7月1日

### 合同会社で会社設立

令和6年も後半に入り、今年もあと半年。梅雨のない北海道を除いて6月23日までに全国で梅雨入りしました。関東は平年より2週間ほど遅く6月21日に梅雨入り、今月20日頃の梅雨明けまで長雨・曇り空が続きます。

**今年(令和6年度)の税制改正**では、子育て支援として、税制での対応が取られています。支援の対象となる者は、実際の子育て世帯ばかりではなく今後子育てが発生しそうな世帯にも適用されます。

この背景には、**2022(令和4)年の出生数**は約77万人と過去最低となり少子化は危機的状況で、子育てに対する不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであると考えられています。これを踏まえて住宅のハード面の子育て負担の軽減などを図るものです。

子育て支援に関する主な改正としては、住宅ローン控除(措置法41条)、住宅リホーム特別控除(措置法41条の19の3)や賃上げ促進税制(措置法42条の12の5)などがあります。

住宅ローン控除では借入限度額が上乘せされています。これは、一応、令和6年限りの措置として、子育て世帯等に対し借入限度額を、認定住宅は5,000万円(それ以外は4,500万円)など。

子育て支援を言うほどの内容ではありませんが。

この対象となる**子育て世帯(特例対象個人)**とは、子育て世帯や若者夫婦世帯のことで、具体的には、

- ①年齢19歳未満の扶養親族を有する者、
- ②年齢40歳未満であって配偶者を有する者、
- ③年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者

のいずれかに該当する納税者とされています(措置法41条⑬)。

### 会社の種類別設立件数の推移

| 年数          | 株式会社    | 合資会社  | 合名会社 | 合同会社            | 総数      |
|-------------|---------|-------|------|-----------------|---------|
| 令和5年(2023)  | 100,669 | 17    | 15   | 40,751          | 141,452 |
| 令和4年(2022)  | 92,371  | 30    | 20   | 32,127          | 124,548 |
| 令和3年(2021)  | 95,222  | 33    | 16   | 37,072          | 132,343 |
| 令和2年(2020)  | 85,688  | 41    | 34   | 33,236          | 118,999 |
| 令和元年(2019)  | 87,971  | 47    | 48   | 30,566          | 118,632 |
| 平成30年(2018) | 86,993  | 52    | 87   | 29,076          | 116,208 |
| 平成29年(2017) | 91,379  | 58    | 104  | 27,270          | 118,811 |
| 平成28年(2016) | 90,405  | 58    | 93   | 23,787          | 114,343 |
| 平成27年(2015) | 88,803  | 93    | 119  | 22,223          | 111,238 |
| 平成26年(2014) | 86,639  | 104   | 93   | 19,808          | 106,644 |
| 平成25年(2013) | 81,889  | 105   | 84   | 14,581          | 96,659  |
| 年数          | 株式会社    | 合資会社  | 合名会社 | 有限会社            | 総数      |
| 平成18年(2006) | 76,570  | 1,001 | 86   | 34,129(合同3,392) | 115,178 |
| 平成17年(2005) | 23,228  | 1,908 | 116  | 78,293          | 103,545 |
| 平成16年(2004) | 20,146  | 1,610 | 106  | 79,238          | 101,100 |

## 7月の税務・総務予定

### (税務)

#### \*所得税等の予定納税の納税通知

6月中旬から(1期分 令和6年7月1日~9月30日まで)

減額申請は、7月31日(水)(昨年7月18日まで)

#### \*個人住民税(普通徴収)の納付

(第1期分) 条例で定める日

### (総務他)

#### \*給与計算 特別徴収住民税額の変更

#### \*令和6年度労働保険の年度更新

6月3日(月)から7月10日(水)まで

COVID-19 関連のデータはホームページに掲載しております。

その後の手続も簡単です。

このため、大会社でも合同会社の形態をとっているところも少なくありません。

例えばグーグル (Google LLC) の日本法人は、グーグル合同会社 (東京都渋谷区・資本金1億1百万円) ですし、Amazonは、アマゾンジャパン合同会社 (東京都目黒区・資本金1千万円) です。

国税庁が毎年公表している令和4年度分の会社標本調査結果では、資本金別の株式会社、合同会社の法人件数は次のようになっています。

| 資本金       | 株式会社             | 合同会社           |
|-----------|------------------|----------------|
| 100万円以下   | 437,881 16.4%    | 135,810 73.6%  |
| 1,000万円以下 | 1,878,118 70.2%  | 47,475 25.7%   |
| 1億円以下     | 344,968 12.9%    | 1,088 0.6%     |
| 100億円以下   | 14,384 0.54%     | 131 0.07%      |
| 100億円超    | 767 0.03%        | 6 0.00%        |
|           | 2,676,118 100.0% | 184,510 100.0% |

合同会社も資本金が100億円超の大法人もあります。合同会社の資本金は、4分の3が100万円以下です。

また、合同会社の設立が容易で設立費用がかからない理由の一つとして定款認証の必要がない点が挙げられます。会社の定款とは、会社の憲法のようなもので、この定款を公証人に証明して貰わなければならない、株式会社、一般社団法人・財団法人の設立時に必要となります。定款の認証手数料は、資本金にもよりますが、最低でも3万円はかかります(令和4年から改訂されました。それ以前は5万円。)

また、経営の自由度が高く、定款に社員総会の開催方法や議決方法などを自由に決めることができます。

そして、出資者である社員は、株式会社と同様に出资额を限度として責任を負います。合資会社や合名会社には、無限責任社員が必要ですので、この点は異なる点です。合同会社の場合には株式会社と同様に、会社が上手くいかなくなっても私財は原則として守られます。

なお、合名・合資・合同会社は**持分会社**として整理されています(会社法575条)。これらは同一の規律が適用されますので、持分会社と呼ぶことになりました。いずれも「合」で始まり「会社」で終わっているのが特徴です。名称は、「合名・合資・合同会社」としても良かったのですが、余り長つたらしいのと「合名会社等」では一見してピンとこないなどから「株式会社」の名称と対比して、社員の地位を表す「持分」という語に落ちついて「**持分会社**」とされました。

株式会社もそうですが、現行法上は、一人(株主)株式会社、一人(社員)合同会社も認められています。また、法人も持分会社の社員となることができます(会社法576条、598条)。

また株式会社を設立しますと取締役、監査役は、例え変更がなくても一定の期間毎に役員変更の登記が必要になりますが、合同会社は、変更がなければ変更登記の必要はありません。

一方、合同会社が有限会社並みに増加しなかった理由としては、まだ株式会社と比べて知名度が低いというのがあるのかも知れません。

また、監査役の設置義務がないことから、経営の透明性が確保されにくい場合があるとされていますが、株式会

社でも監査役を置いていない会社もあることから、どうしても株式会社が良いというほどではありません。

あと、相続等の場合に問題があると考えられていますが、定款で死亡の場合には相続人が持分を承継し、後見開始の審判を受けた場合には退社しない旨等を定款に定めておけば問題ありません(会社法607条)。

会社設立時には合同会社の設立も考えて見て下さい。

合同会社を設立するには、まず定款の作成(会社の名称、目的、事業内容、資本金、社員の氏名・住所など、定款に必要な事項を記載)をし、法務局に設立登記申請、銀行口座の開設を行うという手順になります。

合同会社設立の場合には司法書士さんに依頼するか、上記法務局のリンク(下線部分)を参考に手続をして下さい。(参考文献)相澤哲著『立法担当者による新・会社法の解説』別冊商事法務295号(2006)

## 7月の予定

SHONAN TAX OFFICE

(<https://www.shonantax.jp/>)

前頁の法人設立件数の表のように令和5年に初めて**合同会社の新規設立**が4万社を超えました。もちろん全体の法人設立件数が増えたため合同会社もそれに対応して増加した感はありますが、少しずつ増加傾向にあるようです。

表を見て頂くと、平成18年以前は有限会社がこれに代わっていました。その当時の会社設立では、8割近くが有限会社でした。今は有限会社の設立はもうできませんが、まだ合同会社が有限会社に代わるところまではいってないようです。

今月は、この**合同会社**の話をしたしたいと思います。

会社を設立するのなら株式会社が良いと思われるかも知れませんが、合同会社は株式会社に比較して簡単に作れ、